

明治期の民間会社による河川改修事業の計画と施工過程

— 湊川改修株式会社* —

Plans and works of the river conservancy project conducted by a private stock company in Meiji era
— Minato river conservancy stock company —

吉村 愛子**・神吉 和夫***

By Aiko YOSHIMURA, Kazuo KANKI

要 旨：神戸と兵庫の間を流れる湊川の付け替えは民間の湊川改修株式会社により行われ、明治期における神戸三大土木事業のひとつとして高く評価されている。本研究では、神戸市保管の文書資料を用いて、湊川改修株式会社による事業計画および施工過程を分析する。計画については、複数の計画書の事業主体、事業の目的・工事内容、財務計画および県・市・地域との対応を分析する。施工過程では事業内容の変更と対処、地域との対応、財務について分析する。

1. はじめに

近年、PFI 事業の導入が進むなど、公共事業を民間の手で行う新たな手法が模索されている。明治初年にさかのぼると道路・河川等のインフラ整備は民間によって実施されているケースが多い¹⁾。その一例に明治期の湊川の付替事業がある。新湊川は現在、神戸市の北区、兵庫区、および長田区を流れて瀬戸内海に流れる二級河川である。この新湊川は、明治30年代に湊川(以下旧湊川と呼ぶ)を付替えたものである。(図-1 参照)

明治期の湊川付替事業については『神戸市史』³⁾等とその概要が示され、明治期における神戸市三大事業のひとつとして高く評価している。神吉和夫⁴⁾は1995年の阪神淡路大震災後、原史料をもとに付替え事業の木工計画について研究した。また、森下繁⁵⁾は神吉らが兵庫県の河川部局に提供した複写史料を整理している。『歴史が語る湊川 新湊川流域変遷史』⁶⁾は、神吉ら、森下の研究成果を含めた記述がある。しかし以上の研究では、明治期の付替え事業の許可までの経緯や各計画の概略は記されているが、計画段階での各計画書に付してある予算書の内容までを考察するには至っておらず、そのため事業主体と官との費用負担や事業の役割分担を各計画段階でどのように事業主体が考えていたか等の詳細は不明なままである。

本研究では、神戸市所蔵の史料「湊川附換一件」をもとに、以下、①湊川付替え計画(第1～第5)の変遷、

*keywords 湊川改修株式会社, 明治, 民間事業

**正会員 竹中工務店

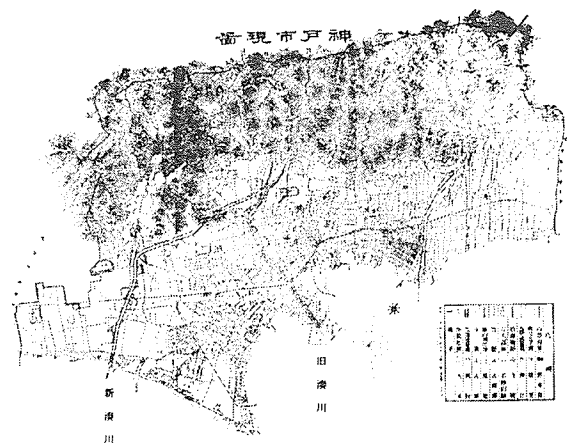
(〒541-0053 大阪市中央区本町4-1-13)

***正会員 博士(工学) 神戸大学工学部建設学科

(〒657-8501 灘区六甲台町1-1)

②計画プロセス、および③事業の実施プロセスを明らかにする。

なお「湊川附換一件」の内容は、兵庫県や神戸市に提出された当時の湊川の付替え事業やその川尻の埋立事業に関する要望書、計画書、陳情書等で、神戸市が市史編纂のため収集したものである。年代は1884年～1916年、文書数は237ある。以下、必要に応じて文書を<番号>で示す。



神戸市現図

図-1 明治30年代の神戸・兵庫と新旧湊川²⁾

2. 計画の変遷

湊川の改修は明治初年から議論されているが、付替えに関する願書が兵庫県に提出されたのは全5回である。各願書を第1計画～第5計画と名づけ、表-1に各計画の概要として年月日、事業発起人、事業内容、新川線路、収入源、請願内容、収支を示す。

なお、第1計画以前に、神戸区長村野山人および区内

町会代表 20 名からの「兵庫湊川々路変換之義ニ付請願」が出されている。これをみると付替えの必要性としては、①流出する土砂による神戸港の機能の低下を防ぐ、②神戸と兵庫の間に横たわっていた交通上、経済上の障害の除去、および③洪水被害の防止を挙げ、県による事業を要望した。また、文書中に「両港人民ニ於テモ夫々應分ノ義金ヲ醸出可(中略)率先誘導シ以テ該土工費ノ内ニ寄付仕度」とあり地域住民としては義金醸出を行うことの意味を明確にしている。

第 1 計画から第 5 計画の変遷を総括すると、以下のよ

うである。

・各計画を事業内容で分類すると第 1 計画と第 2 計画は同計画、第 3 計画は個別のもの、第 4 計画と第 5 計画も同計画であるので、事業内容は三度変遷している。その度に事業の詳細が明確化されると共に事業者の負担面は多くなっている。

・第 1 計画、第 2 計画および第 3 計画が提出された時期、第 4 計画と第 5 計画が提出された時期では事業の性格が異なる。前者では藤田伝三郎が主体の収益重視の事業であったが、後者では小曾根喜一郎を中心に神戸・兵庫

表-1 各計画の概要

		第1計画	第2計画	第3計画	第4計画	第5計画	
文書番号		<6>	<13>	<16>	<44>	<48>	
名称		湊川附換之義御願	湊川附換之義御願	湊川附換之義再願	湊川附換願	湊川附換工事之義ニ付上申	
年月日		明治20年6月21日	明治20年9月3日	明治21年3月28日	明治29年4月12日	明治29年4月30日	
事業発起人		藤田伝三郎	藤田伝三郎 鴻池善右衛門 藤田積中 村野山人 土居通夫 田中市兵衛 藤田善左衛門	藤田伝三郎 鴻池善右衛門 下河辺貫四郎 村野山人 土居通夫 田中市兵衛 藤田善左衛門	小曾根喜一郎 神田兵右衛門 谷勘兵衛 藤田伝三郎 田中市兵衛 土居通夫 村野山人 大倉喜八郎 ら32名	同左	
事業内容		①湊川の付替え ②旧川の埋立地を造成し宅地に開墾	同左	①湊川の付替え ②旧川の埋立地を造成し宅地に開墾 ③兵庫湾と神戸湾の連絡運河を開削	①湊川の付替え ②旧川の埋立地を造成し宅地に開墾 ③旧川の川尻に官有海浜を開拓し埠頭を建設し倉庫敷を設け道路を開通	同左	
新川線路		湊川上流兵庫入込地宇下地より西南の方に向けて東尻池村菊藻川尻へ川筋付替え	同左	同左	会下山前面を通り長田において菊藻川に合流しそれ以下流末間の川幅広げる	会下山背後を隧道で通し長田において菊藻川に合流しそれ以下流末間の川幅広げる	
収入源		宅地を売却	同左	宅地を売却、及び連絡運河の通行料を徴収	宅地及び倉庫敷を売却	同左	
請願内容		第一 新川の河川や堤防敷になる官有地はそのまま河川に地目をくみかえ、民有地の場合は公用土地買上げ規則によって御買上下下さい。 第二 旧川の川及堤防敷地は無代価をもって払下さい。 第三 旧川を開拓して出来た土地は既成のとおりの15年間は繰下年期として無税にして下さい。 第四 工費の補助として金五万円を工事が竣工したときに御下下さい。	第一 新川の河川や堤防敷になる土地の内官有地はくみかえ、また民有地は公用土地買上げ規則によって御買上された上その代価をもって払下さい。 第二 旧川の川及堤防敷地は無代価をもって払下さい。 第三 旧川を開拓して出来た土地は既成のとおりの15年間は繰下年期として無税にして下さい。 第四 工費の補助として金五万円を工事が竣工したときに御下下さい。	第一 新川の河川や堤防敷になる官有地はそのまま河川に地目をくみかえ、民有地の場合は公用土地買上げ規則によって御買上下下さい。 第二 旧川床・堤防敷地・附洲海面埋立地の内新築運河並びに道路敷に係る土地は無代価をもって下さい。 第三 旧川岬頭の西側にある海軍省御用地のうち新設運河並びに道路敷に係る土地はそのまま地目を変え残りは無代価をもって下さい。 第四 これら開拓土地は15年繰下年期として無税にして下さい。 第五 兵神良港連絡運河が竣工したならば15年間通行の船より相当の通行料を収入したい。但し通行料は追って適正な金額を定め改めて申請します。	第一 新川の河川や堤防敷または道路溝敷になる官有地はそのまま官有地に地目をくみかえて下さい。 第二 新川の河川や堤防敷または道路溝敷になる民有地は明治二十二年法律第十九号により土地収用之義、許可を受けたい。 第三 湊川付替につき旧川敷及堤防敷の内道路溝敷はそのまま地目を交換し、其残地は総て現形の俣神戸市へ無代下付、さらに工事施工した当社へ神戸市より無代で下付を受けること。 第四 湊川尻東出町地先の陸海軍用地及普通官有地の内新道及溝渠を設置する必要があるためこの道路溝敷に係るものは地種目交換下さい。	同左	
収支	支出	内訳	工費…279,014円38銭9厘 (工費元積、測量並計画費、諸雑費) 利子…50,433円03銭 手数料…14,953円61銭9厘	新川用…115,932円27銭7厘 (掘鑿・築堤土工費、護岸工費、突堤工費、用地費) 旧川用…109,482円54銭 (切均・埋立工費、川口及埋立地周辺石垣・沈床工費、締切堰堤費) 測量計画及予備費…22,541円48銭2厘	新川用…140,343円32銭7厘 (掘鑿・築堤土工費、護岸工費、突堤工費、用地費) 旧川用…167,647円37銭3厘 (切均・埋立工費、川口及埋立地周辺石垣・沈床工費、締切堰堤費、運河石垣工費) 測量計画及予備費…22,541円48銭2厘	工費…567,701円57銭5厘 諸経費…35,000円 予備費…99,279円47銭 海面埋立及濱地開墾費…148,018円95銭4厘	新川用…538,116円88銭7厘 (用地費、土切費、堰堤費、突堤費、橋梁費、水路費) 旧川用…173,340円04銭3厘 (掘鑿・埋立費、道路敷設費、土留石垣費、橋梁・隧道取除費)
		合計額	342,259円03銭8厘	247,956円29銭9厘	338,789円77銭	850,000円	711,456円09銭
	収入	開拓地	坪数 70,878坪 全て3円50銭	63,975坪9合2勺 全て3円	68,210坪1合4勺 内、32,238坪6合7勺を2円50銭 17,157坪5合1勺を4円10銭 18,813坪9合6勺を6円	64,474坪3合7勺 記述なし	64,474坪3合7勺 記述なし
		坪単価					
		合計額	248,075円45銭 (但し補助金五万円除く)	191,927円76銭 (但し補助金五万円除く)	336,467円09銭3厘 (但し運河の通行料による収入は除く)	記述なし	記述なし
差引		△94,183円58銭8厘	△56,028円53銭9厘	△2,322円67銭7厘	記述なし	記述なし	

の有力者たちが主体となり、付替えに関わる全ての工費を負担するなど、公共的性格をもつ事業を公的セクターに代わり彼らが主体的に行う事業となっているように思われる。同じ頃神戸・兵庫地域では、区画整理事業を、地域有力者が主体的に行っていたことを、小原啓司⁷⁾が指摘している。したがって、それと同じ意味合いを持つ事業ではないかと考えられる。

3. 計画から許可へのプロセス

ここでは第4計画について、計画書の作成からその提出を経て県庁による許可に至るプロセスを<29>~<55>より検討する。表-2は発起人の動きを中心に計画から許可への経緯をまとめたものである。

第4計画提出の2年前の土地測量願から始まり、市の土木監督者の派遣を請うなど、計画書の作成作業が進み、発起人の大量加入によって準備を整え、明治29年4月12日計画書の提出に至った。測量が行われたのは、新川ルートが変更したこと、また、前計画(第3計画)より8年が経過したためと思われる。<36>中に「左記ノ通り願人ヲ追加致候就テハ起工之義御許可ヲ得タル上ハ直チニ株式会社ヲ設ケ起工仕度」とありこの事業を行うにあたって株式会社を設けることを明記している。

地域住民は第4計画提出前に、3つのグループが計画反対の文書を提出している。いずれも湊川周辺の地域住民が新川線路を変更するようにと陳情している。また、第4計画提出後、民間で当事業を行うことに対する大規模な反対運動が起こっている。

第4計画提出15日後に神戸市市議会で計画案が審議され、新川線路以外はおおむね了承された。<48>には「新川線ニシテ兵庫会下山前ノ計画ハ危険ノ虞アルヲ以テ同山背後ヲ掘鑿スルノ安全ナルニ若カスト認ムルニ據リ之レカ変更ヲ要スルハ勿論ナリト雖モ其他大体ニ於テハ敢テ支障ノ廉ナク」というように、新川線路を会下山の前面から背後を掘鑿するように設計変更の問題があるものの、計画はおおむね了承されている。

その3日後、新川線路を変更した第5計画が提出され

表-2 計画から許可への経緯

土地測量願、市の土木監督者の派遣 (M27.2~3)
計画の作成作業が進む 地域住民の反対
発起人の大量加入 (M28.1)
準備が整う
第4計画提出 (M29.4.12)
市会で計画案を審議 (M29.4.27)
第5計画提出 (M29.4.30)
神戸市民による大規模な反対運動 湊川で洪水が起こる (M29.8.30)
予算の変更 (M29.10.7)
付替えの許可 (M29.12.26)

た。したがって、住民の反対陳情は議会を通じて、新川線路変更については成果を挙げたと言える。

地域住民からの文書には、①一私企業が運営するので営利目的ではないか、②それによって治水・安全面に対する配慮が不十分、との主張がみられる。事実、発起人らは新川線路の計画に治水面での考慮が少なく、出来るだけ工費を抑えていることから、治水面の問題から付替えを行うのではなく、川線路を転ずること自体が目的であったことがうかがえる。このように民間事業の場合は収支の面を重視してしまい本来河川を改修する際最も重要である治水・安全面を軽視してしまうという危険もある。しかし、同年8月に湊川の堤防が決壊し大きな災害となったことから、付替えが一気に具体化し、予算の変更など加えて許可となる。

4. 湊川改修事業の実施施工プロセス

4.1 湊川改修株式会社

事業を行うにあたって「湊川改修株式会社」が設立された。付替え許可時には小曾根喜一郎ら32名が発起人として参加していたが、その後幾度の発起人の加名・除名を経て設立免許を得た時の発起人は総勢32名となった。(表-3参照)

表-3をみると、住所では神戸市が25人で内10人が旧湊川をはさんで西側(兵庫)の湊西区や湊区で、15人が旧湊川の東側(神戸)の湊東区や神戸区に住んでいる。大坂市は6人、東京市が1人で、神戸市在住の人物が多い。阪神財界で名の知れた面々が集まっている。土木・建築界では藤田組の社長・藤田伝三郎と取締役員・久原庄三郎、大倉組の社長・大倉喜八郎が参加している。

藤田伝三郎は第1計画を個人で申請した人物であるが、第3計画を最後に湊川改修事業を一旦断念した⁹⁾とみ

表-3 湊川改修株式会社のメンバー⁸⁾

住所	人名	備考
*神戸市		
<湊西区>	湊町 小曾根喜一郎	神戸財界の重鎮、金融・貸家業
	岸本豊太郎	金融業、銀行家
	磯ノ町 大野輝吉	醫師
	門町 澤野完七	米穀問屋業
	池長通	河原屋、質商
	匠町 澤田清兵衛	米穀商、日本商業銀行取締役、日本米穀株式会社
	永澤町 岡田元太郎	米穀商兵庫運輸株式会社取締役
	江川町 藤田松太郎	土木・建築功労者
	出在家町 神田兵右衛門	兵庫港経済の再建に努める
<湊区>	石井村 谷勘兵衛	農・織物製造業、湊川改修株式会社取締役
<湊東区>	相生町 相生	版口屋、酒造業
	多聞通 渡多野矢	資産家
	楠町 栄仁兵衛	焼酎輸出
<神戸区>	元町通 横田考史	薬剤業界の開祖
	生島四郎左衛門	羊毛織物商
	濱田篤三郎	雑貨貿易商
	丹波謙蔵	洋品雑貨商
	桑田彌兵衛	網干屋、酒・醤油商
	飯田勇記	井屋土
中山手通	池田實兵衛	電気産業
山本通	神代郁之進	新聞社
	渡邊尚	湊川改修株式会社取締役社長
	藤井一郎	新聞社
下山手通	鹿島秀磨	
*大坂市		
<北区>	堂島北町 藤田伝三郎	建設業、藤田組取締役社長
	中ノ島 久原庄三郎	藤田組取締役員
	土居通夫	大阪商業銀行頭取、大阪電燈株式会社社長
	斎藤幾太	
<西区>	朝北通 田中市兵衛	
	田中市太郎	
*東京市	大倉喜八郎	貿易商、建設業、東京の財閥

られ、大倉喜八郎とともに建設会社経営者として技術面から事業に関わっていったように思われる。

住所が神戸市の人物を見ると、兵庫の人物は金融業や米穀商などの代々の家業を営むものが多く、逆に神戸の人物は当時の新興産業を営む者が多い。湊川という交通上・経済上の障害を除き、兵庫・神戸を統合し、お互いの長短を補い、自分達の地域を繁栄させる目的でこの事業を彼等は行ったのではないだろうか。

また、このなかには市・県議員そして衆議院議員が多数含まれている。神戸市在住 25 名のうち神戸市議員を務めたものは 13 名と半数以上にのぼる。当時は財界で活躍するものが議員も務めるという事が多かった。財界の権力者が政界でも権力をもつ体制になっていたようだ。

このように、兵庫・神戸の有力者達が主体となって創られた湊川改修株式会社は、工事技術力、資本力、政界影響力を結集したものであった。

4.2 実施施工プロセス

表-4 は事業許可時から竣工後の維持修繕までのプロセスを<56>～<237>からまとめたものである。<55>中には命令書が付されており、17 条の県と事業者の契約条項が記されている。工事は明治 30 年 6 月 26 日以内に着手し、32 年には竣工していること。また竣工後堤防及び隧道は満 5 カ年、橋梁は満 3 カ年事業者の負担で維持修繕を為すことが契約された。事業は会社の設立免許などを経て、許可より 10 ヶ月後に事業着手された。始めに新川の土地収用が行われ、その土地の内民有地は開墾着手の日より地目が変換されている。新川ルート土地買収は湊川改修株式会社が行い、土地収用法の適用以前に買収を始めている<115>。設計変更は二度提出されている。明治 30 年 8 月 28 日には川幅堤防等の拡張<79>、明治 33 年 11 月 17 日には一部の河底を緩勾配<150>に変更した。事業は何度も延期願が出され最終的に約百万円の工事費を投じて、契約より 2 年以上遅れ竣工に至り、次いで湊川旧川敷の開墾へと向かう。なお竣工後、<196>では「登記承諾書」が提出されているが、竣工後も会社の土地を国が買収したという記述はどの文書にも見当たらず、新川については国と民間が互いに土地を提供し特殊な事業と言える。

5. おわりに

得られた結論を列挙すると以下の通りである。

- 1) 湊川付替えは 5 計画あり、すべて民間発起人による事業である。第 1～3 計画は、藤田伝三郎らが主体の収益重視の事業であったが、第 4、5 計画は地元の有力者たちが主体となり、公共的性格をもつ事業を公的セクターに代わり行う性格の事業であった。また、計画の変遷の度に事業の詳細が明確化されると共に官の負担面は少なくなっていき、第 4、5 計画では官の金銭の負担は無しとなる。
- 2) 第 4 計画の計画プロセスは、計画書を県に提出する 2

表-4 事業許可から維持修繕満期までの経緯

事業許可 (M29. 12.26)
設立免許、商業登記得る
設計変更 (新川の川幅拡張)
事業着手 (M30. 10.10)
新川の土地収用
掘鑿はじまる
土地を河川の地目に変換
苅藻川取払工事竣工
設計変更 (河底勾配の変更)
旧川締切工事以外全部竣工
新川に流水疎通
竣工 (M34. 8.7)
維持修繕満期 (M39. 8.9)

年前の土地測量願に始まり、市の土木監督者の派遣要請など、計画書の作成作業が進み、発起人の大量加入の後、計画書の提出に至った。第 4 計画は、市会の審議を経て、新川線路を変更した第 5 計画提出となる。また、第 4 計画提出前に、湊川周辺の地域住民が新川線路変更を県に陳情し、提出後は神戸市内の住民が、市会の議決と民間で当事業を行うことに対し反対する陳情をしている。

3) 湊川付替え事業の実施プロセスは、会社の設立免許などを経て、許可より 10 カ月後に事業着手され、新川の土地収用、開鑿を行い、最終的に約百万円の工事費を投じて、契約より 2 年以上遅れ竣工に至る。途中、治水面での向上のため 2 度設計変更が行われている。

謝辞 資料の収集に御協力下さった神戸市建設局下水道河川部と神戸市文書館の方々に感謝の意を表します。

参考文献および註

- 1) これからの社会資本を考える、日本土木工業協会、p.4、2002。
- 2) 『神戸開港三十年史』明治 31 年の付図に加筆・修正。
- 3) 『神戸市史 本編 総説』、神戸市役所、pp.184-192、pp.302-306、昭和 46 年。
- 4) 神吉和夫・神田徹・射場一晃：明治期における湊川附換工事における水工計画について、土木学会関西支部年次学術講演会概要集、1996。
- 5) 森下繁：明治 29 年クッターの式、(未発表)、1996。
- 6) 『歴史が語る湊川 新湊川流域変遷史』、神戸新聞総合出版センター、pp.125-135, pp.175-190、2002。
- 7) 小原啓司：『神戸のまちづくりと明治の区画整理』、丸善株式会社、pp.25-36、pp.70-73、2001。
- 8) 神戸市役所：日本紳士録 第 7 版、1959。より作成。
- 9) 砂川幸雄：藤田伝三郎の雄渾なる生涯、草思社、pp.108-131、1999。および『神戸市会史』、第一巻 明治編、神戸市会事務局：1968。